

役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人幸洋福祉会役員（以下「役員」という。）定款8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（役員区分）

第2条 役員等の区分について、以下のとおりとする。

- （1）常勤役員等・・・役員等として常に勤務を行う者
- （2）兼務役員等・・・役員と施設の職員を兼務する者
- （3）非常勤役員等・・・上記（1）（2）以外の者

（報酬等の支給）

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- （1）常勤役員等について、役員としての報酬は支給しない。
- （2）兼務役員等について、役員としての報酬は支給しない。
- （3）非常勤役員等について、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬について、別表第1に定める額とする。
- （2）非常勤役員が職務のために出張をしたときは旅費規程に基づき、旅費を支給する。

（報酬等の支給方法）

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月22日より施行する。

別表1（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	7,000円

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席	7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	7,000円

（3）監事

	日額
監事監査等への出席	7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	7,000円

別表2（役員等の報酬の総額）

評議員	定款のとおり
理事	600,000円
監事	200,000円